

発議第1号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成31年3月25日 提出

松阪市議会議長 中 島 清 晴

記

1 議会報告会

- (1) 派遣議員 全議員 28人
橘 大介議員、中村 誠議員、松本 一孝議員、
赤塚かおり議員、谷口 聖議員、殿村 峰代議員、
市野 幸男議員、田中 正浩議員、栗谷建一郎議員、
楠谷さゆり議員、西口 真理議員、米倉 芳周議員、
深田 龍議員、沖 和哉議員、松岡 恒雄議員、
坂口 秀夫議員、植松 泰之議員、堀端 脩議員、
野呂 一男議員、中村 良子議員、山本 芳敬議員、
山本 節議員、大平 勇議員、濱口 高志議員、
海住 恒幸議員、中島 清晴議員、久松 倫生議員、
西村 友志議員
- (2) 派遣目的 議会報告会開催のため
- (3) 派遣場所 第一公民館、神戸地区市民センター、松尾地区市民センター、茅広江地区市民センター、松ヶ崎地区市民センター、西黒部地区市民センター、伊勢寺地区市民センター、射和地区市民センター、中川コミュニティセンター、小野江コミュニティセンター、飯南コミュニティセンター、飯高老人福祉センター
- (4) 派遣期間 平成31年4月16日(火)、17日(水)、19日(金)の3日間